

「笠間市公共下水道条例」の改正に伴う基準（案）

<p>参酌，従うべき，標準，その他の基準</p>	<p>笠間市の対応</p>	<p>制定（改正） 案の条文</p>
<p>下水道法施行令</p>	<p>笠間市公共下水道条例</p>	
<p>（公共下水道又は流域下水道の構造の基準） 第五条の七 法第七条第二項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は，次条から第五条の十一までに定めるところによる。</p> <p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準） 第五条の八 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。）に共通する構造の基準は，次のとおりとする。</p> <p>一 堅固で耐久力を有する構造とすること。</p> <p>二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り，かつ，漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし，雨水を排除すべきものについては，多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては，覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し，及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては，ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り，又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。</p> <p>五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良，可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。</p>	<p>（公共下水道の構造の基準） 国の基準のとおりとする。</p> <p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準） 国の基準のとおりとする。</p>	<p>第 33 条</p> <p>第 34 条</p>
<p>（排水施設の構造の基準） 第五条の九 排水施設の構造の基準は，前条に定めるもののほか，次のとおりとする。</p> <p>一 排水管の内径及び排水渠の断面積は，国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし，かつ，計画下水量に応じ，排除すべ</p>	<p>（排水施設の構造の基準） 国の基準のとおりとする。 （ただし，雨水に関することは該当がないため除外する。）</p>	<p>第 35 条</p>

<p>き下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。</p> <p>三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。</p> <p>四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。</p> <p>五 まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。</p> <p>六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。</p>		
<p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>第五条の十 第五条の八に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。</p> <p>二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。</p>	<p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p>	<p>第 36 条</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第五条の十一 第五条の六の規定は、前三条の規定の適用について準用する。</p> <p>第五条の六 前二条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。</p> <p>一 工事を施行するために仮に設けられる公</p>	<p>(適用除外)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p>	<p>第 37 条</p>

<p>共下水道又は流域下水道</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第十三条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</p> <p>二 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</p> <p>三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</p> <p>四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</p> <p>六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。</p>	<p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p> <p>(ただし、急速濾過法に関することは該当がないため除外する。)</p>	<p>第 38 条</p>